

2026はんだふれあい産業まつり 火気器具等の使用について

飲食等により火気器具等を取り扱う出店をされる方は、必ず以下に記載の内容をご確認のうえ、遵守していただきますようお願いいたします。

1. 火災予防条例の要約

祭礼、縁日、花火大会など、多数の者の集合する催し（※1）において対象火気器具等（※2）を使用する露店等（※3）の開設をする場合は、**消火器の準備**、消防長への届け出（実行委員会にて対応）が必要となります。

※1 『不特定多数の人が集まる催し』とは

屋内、屋外を問わず、一時的に一定の場所に人が集合するイベントや行事が対象となります。はんだふれあい産業まつりも当てはまります。

※2 『対象火気器具等』とは

気体燃料（LPガス等）、液体燃料（ガソリン、灯油等）、固体燃料（炭等）を使用する器具、電気を熱源とする器具等です。

例：ガス・電気コンロ、調理用器具、発動発電機、移動式ストーブ、ホットプレートなど

※3 『露店等』とは

露店、屋台その他これらに類するもので、物品、飲食物等を販売又は提供するものをいいます。キッチンカーも含まれます。

2. 業務用消火器の設置について

出店者ごとに1本以上設置が必要となります。

住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器具、腐食・変形等があるものは認められません。

3. 知多中部広域事務組合による現地確認について

はんだふれあい産業まつり実行委員会より、知多中部広域事務組合へ「露店等の開設届出書」を提出しており、当日の火気器具使用を予定している出店者を報告しています。

当日には、知多中部広域事務組合が会場を巡回し、現地確認を行います。

出店者の皆様へ、業務用消火器の設置状況等を確認する場合がありますので、その際は円滑な確認作業にご協力をお願いします。

ガソリン・プロパンガス取扱いについての注意

1. 発電機等への燃料補給時の注意事項	2. ガソリン容器の注意事項	3. コンロ等の使用上の注意事項
<ul style="list-style-type: none">・使用前に満タン給油しておく・給油時、エンジン停止・燃料のこぼれに注意・周囲の安全確認	<ul style="list-style-type: none">・保管場所 必ず密栓し、周囲に火気・高温部が無く直射日光が当たらない換気の良い場所で保管。・給油時は 開口前に圧力調整弁の開放操作をし、静電気及び周囲の火気に注意。	<ul style="list-style-type: none">・プロパンガスボンベを固定（転倒防止）し、ガスホースの接続状態・ひび割れ等の点検をする。・コンロなどの周囲に燃えやすいもの置かない